

平成31年4月8日

役員及び教職員 各位

東京藝術大学利益相反マネジメント委員会
委員長 清水 泰 博

利益相反自己申告書の提出について（依頼）

東京藝術大学利益相反マネジメント実施規則が制定されたことにより、本学の役員及び教職員が産学官連携活動等を行う上での利益相反を適正に管理し、学外への説明責任を果たすため、当委員会では産学官連携活動等を行う教職員等を対象として、年に一度、利益相反自己申告書を提出いただくこととし、具体的には、産学官連携活動等の相手先企業等から教職員等が受けた経済的利益等について調査を行います。

つきましては、該当がある場合は、下記の要領により利益相反自己申告書の提出をお願いします。

記

1 利益相反マネジメントの対象者及び申告要否

役員及びすべての教職員（常勤・非常勤）のうち、平成30年度に産学官連携活動等を行い、利益相反自己申告書の項目のいずれかに該当がある場合に提出願います。

なお、平成30年度に外部団体との共同研究・受託研究等、※兼業、その他社会連携活動に従事していない場合は、本依頼に基づく自己申告書の提出は不要です。

※兼業で申告の対象者は、大学に兼業申請を行っている常勤教職員となります。

2 提出要領

- (1) 提出期限 平成31年4月26日（金）まで
- (2) 提出先 社会連携課研究協力室（利益相反マネジメント委員会事務担当 佐藤）
- (3) 提出方法 社会連携課研究協力室または各部局庶務担当係
(E-mail の場合は下記の担当者まで)
- (4) 申告書様式 本学ホームページに電子ファイル（Word）を掲載しています。

大学ホームページ→広報・大学情報→利益相反ポリシー

URL : <https://www.geidai.ac.jp/information/souhanpolicy>

【本件担当】社会連携課研究協力室（利益相反マネジメント委員会事務担当 佐藤）

TEL 050-5525-2778

E-mail : k.sato@off.geidai.ac.jp